

今治市病児保育事業

平成30年4月からの変更点

変更点1 利用登録の申請について

登録期間の変更	(変更前) 利用登録は毎年度必要	⇒ (変更後) 一度登録すれば、小学校6年生まで利用可能
記載内容の変更	(変更前) 申請者の押印必要	⇒ (変更後) 申請者の押印不要
様式の変更	(変更前) 申請書1枚に児童1人を記入	⇒ (変更後) 申請書1枚に児童3人まで記入可能

※既に利用登録をされている方には、あらためて登録期間を延長した利用登録承諾及び利用料の決定通知をお届けしますので、再度の利用登録手続きの必要はありません。

※住所やその他事項が登録時と変更になった場合などには、必ず変更届を保育課まで提出してください。

変更点2 各種様式が変更となりますので、平成30年4月から新様式をご利用ください。

変更した様式 登録票、利用票、児童票、医師連絡票

(各種様式の説明)

登録票 利用を希望する方は、あらかじめ保育課などの窓口にご提出ください。(登録料無料)
(提出窓口) 保育課、キッズケア・青い鳥、あおい小児科、中央保健センター、ぱりっこ広場
※保育所、認定こども園、地域型保育事業所の在園児は、園を通じて提出できます。
※急を要する場合は、ご利用当日の利用申込の際に併せて登録を行うことも可能です。

児童票 年度で初めて病児保育を利用する時に病児保育室にご提出ください。1年に1回の提出となります。

利用票 病児保育を利用する日に病児保育室にご提出ください。前日から当日の朝にかけての症状経過などをお知らせいただくものです。また、施設との契約書も兼ねています。同意事項を語確認いただき同意の上ご署名ください。

医師連絡票 かかりつけ医から病児保育室宛の診療情報の提供で、ご利用の適否にかかわります。かかりつけ医で診察を受けて病名等を記入してもらってください。

医師連絡票を記入してもらう際には、料金が発生する場合があります。